

公 示 書

国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所において、自動販売機（飲料水等）の営業を希望する委託業者の公募を、次のとおり公示する。

平成29年8月17日

中部地方整備局 木曽川上流河川事務所

堀 与志郎



1. 対象業者

木曽川上流河川事務所の委託を受けて、木曽川上流河川事務所において、自動販売機（飲料水等）の営業を希望する者で、次に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (2) 役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び（2）～（5）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2. 対象施設の概要

施設名 木曽川上流河川事務所 横山ダム管理支所
所在地 揖斐郡揖斐川町東横山 1330
職員数 10 人
ダム見学者 年間約 4,000 人～5,000 人

3. 説明会

応募のための申請方法、施設の概要及び営業にあたっての条件等について、木曽川上流河川事務所において説明会を行うので、平成29年9月1日までに問合せ先へ申し込みのうえ、必ず説明会に参加すること。ただし、説明会への参加が困難な場合は、問合せ先まで連絡されたい。

なお、説明を受けなかった者の応募は受け付けない。

説明会の詳細

日時：平成 29年 9月 7日（木） 14時 00分～（1時間程度）

場所：岐阜県揖斐郡揖斐川町横山 1330

横山ダム管理支所

問合せ先及び実施者：中部地方整備局木曽川上流河川事務所 総務課職員係

4. 公示に関する問い合わせ先

岐阜市忠節町5-1

中部地方整備局木曽川上流河川事務所 総務課職員係

電話 058-251-1321

公 示 説 明 書 （自動販売機）

1 経営の条件等

別紙、営業条件（自動販売機）、施設概要及び委託事業契約書（案）のとおり

2 提出書類

（１）木曽川上流河川事務所自動販売機営業申請書

（２）添付書類

①会社等概要

②過去３年間の社会的信用失墜行為の有無

③設置施設別営業開始日一覧

④過去３年分の保健所からの指摘事項及び改善措置状況

⑤経営規模等調査票

⑥納税証明書 その３

〔法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨、納税証明書 その３ により証明を受けて下さい〕

⑦【法人の場合】商業登記簿謄本 【個人の場合】身分証明書（市町村発行）

⑧直近３年分の決算書 【法人の場合】貸貸対照表、損益計算書、利益処分書
【個人の場合】決算等財務状態が確認できる書類

⑨提案書（Ａ４版片面１０枚以内）

⑩誓約書

3 経営応募書受付

受付期限：平成 29年 9月 26日（火）まで

受付時間：土曜・日曜・休日を除く平日の９時～１６時

場 所： 岐阜市忠節町５－１

中部地方整備局木曽川上流河川事務所 総務課職員係

電話 ０５８－２５１－１３２１

4 営業業者の決定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査の上、営業業者の可否を決定します。

営業条件（自動販売機）（案）

項 目	営 業 条 件
施設の目的	木曽川上流河川事務所横山ダム管理支所(庁舎)の職員及び来庁者等の利便に資するため、良質で低廉な物資の供給とサービスの提供を目的とする。
営業開始予定日	平成29年10月20日から31日までの間の日で、双方協議して決める。
営業日	年中無休で24時間営業とする。
販売品目及び価格	提案を基本とする。 横山ダム管理支所2Fに飲料水用の自動販売機1台を設置すること(設置位置は、別紙のとおり) なお、販売商品の多様化をはかること。
販売機の機能等	飲料水自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成28年2月)」の内、役務(飲料自動販売機設置)の判断基準を満たしていること。 また、設置する自動販売機は、災害対応型飲料水自動販売機とすること。
機械の管理	自動販売機は、営業業者が用意し管理すること。 機械を固定するなどの安全管理措置を講じること。
商品の詰め替え、空き缶等の回収	商品の詰め替えは、委託業者において行うこと。 空容器回収箱の設置、空容器の庁舎外搬出等は、委託業者において行うこと。
委託契約の期間	委託契約期間は、平成29年11月1日から平成30年3月31日までとするが、双方に特段の事情がなければ、1年毎に最長5年間まで契約の更新ができるものとする。
使用料(河川占用料金)	無料
光熱水料等	施設経営に要する光熱水料及び使用量計測のための子メーター設置費用は営業業者の負担とする。
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、委託業者が全責任を負うものとする。
保健所等への届出	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は委託業者が行うものとする。
庁舎への出入り等	庁舎管理規則に従うものとする。
その他	上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

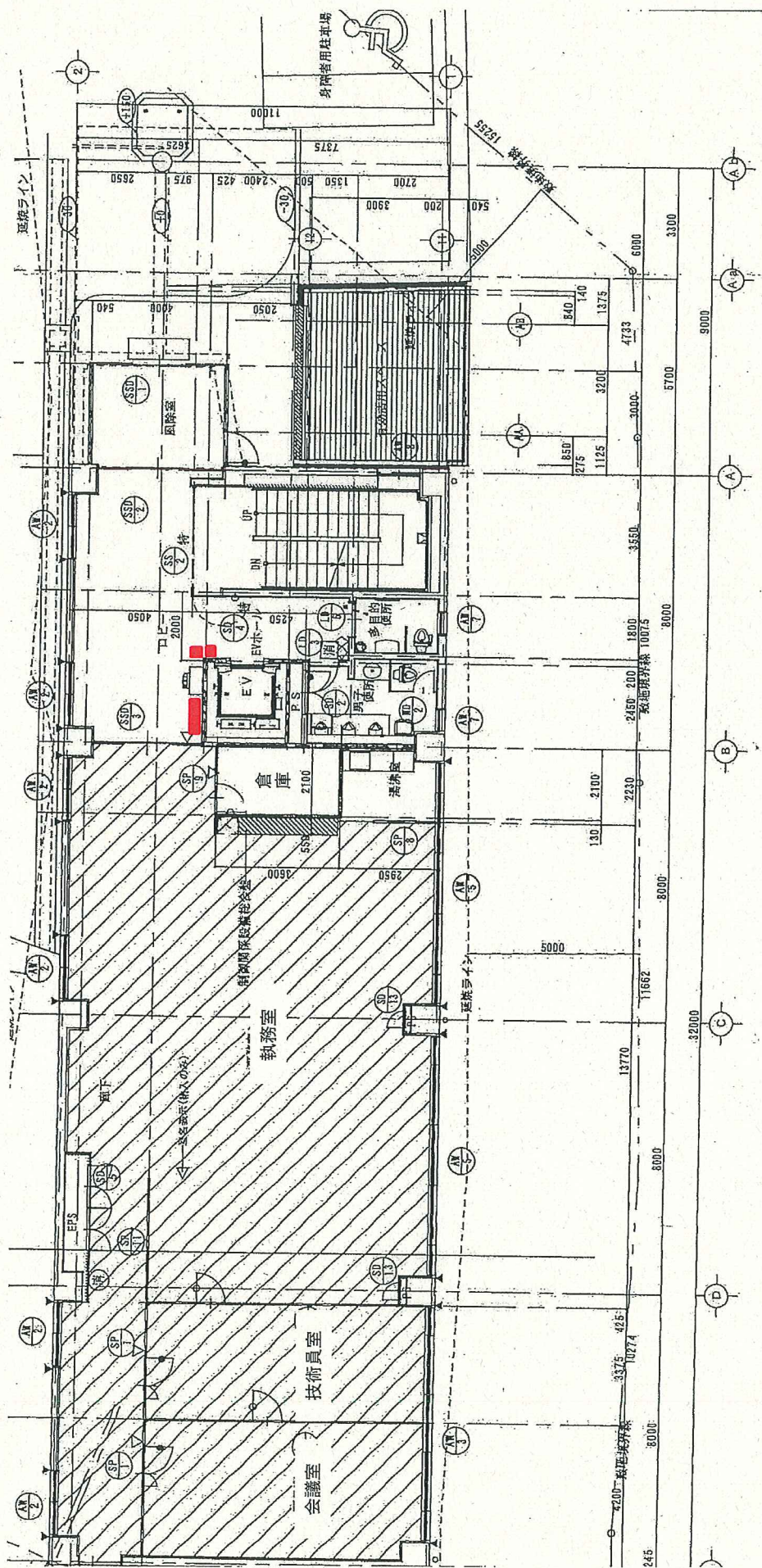
営業条件に係る補足説明事項

①自動販売機による飲料水等の販売営業は職員及び来庁者等の利便に資する目的をもって行い、指定された用途以外の使用をしないこと。
②営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守すること。
③自動販売機による飲料水等の販売営業において得た権利等の第三者への譲渡及び請負は禁止する。
④営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については職員及び来庁者等の利用しやすいものにする。
⑤従業員の身分保証、健康管理及び服務規律は自動販売機設置者の責任において行うこと。
⑥委託契約の期間満了又は委託契約の解除があった場合は、速やかに自らの負担において施設等の現状回復を行うこと。ただし、委託契約の期間が満了した後、公募により改めて委託契約が締結された場合はこの限りではない。
⑦使用を許可された物件については、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、維持保全のために通常必要とする修繕費及びその他の経費については許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。
⑧使用を許可された物件について、修繕・模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けること。
⑨営業業者が委託契約の条件に違背したとき又は国において使用を許可した物件を必要とするときは、契約の解除を行うことがある。
⑩委託契約を解除された場合は、使用を許可された物件に投じた有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。
⑪維持使用についての実地調査及び所要の報告を求められた場合はそれに応じること。
⑫営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。

施設概要

職員数	10名（庁舎内で従事する総人数）ダム見学者 年間約4,000人～5,000人
電力	単相100V
給排水施設	無し
施設配置等	別紙図面のとおり

横山ダム管理支所 新庁舎2階平面図



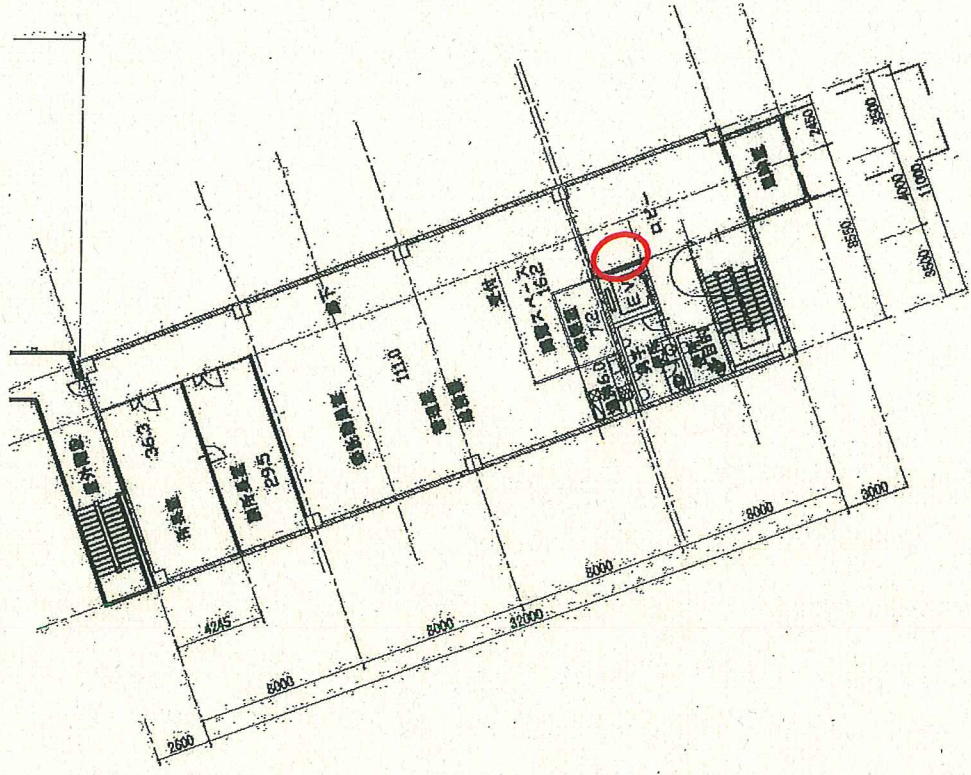
横山ダム管理支所 自動販売機設置

【設置希望場所】

横山ダム管理支所2階ロビー

開庁日は一般の人が入れる場所(ダムカードをもらいに来た人・ダム見学者・業者など)

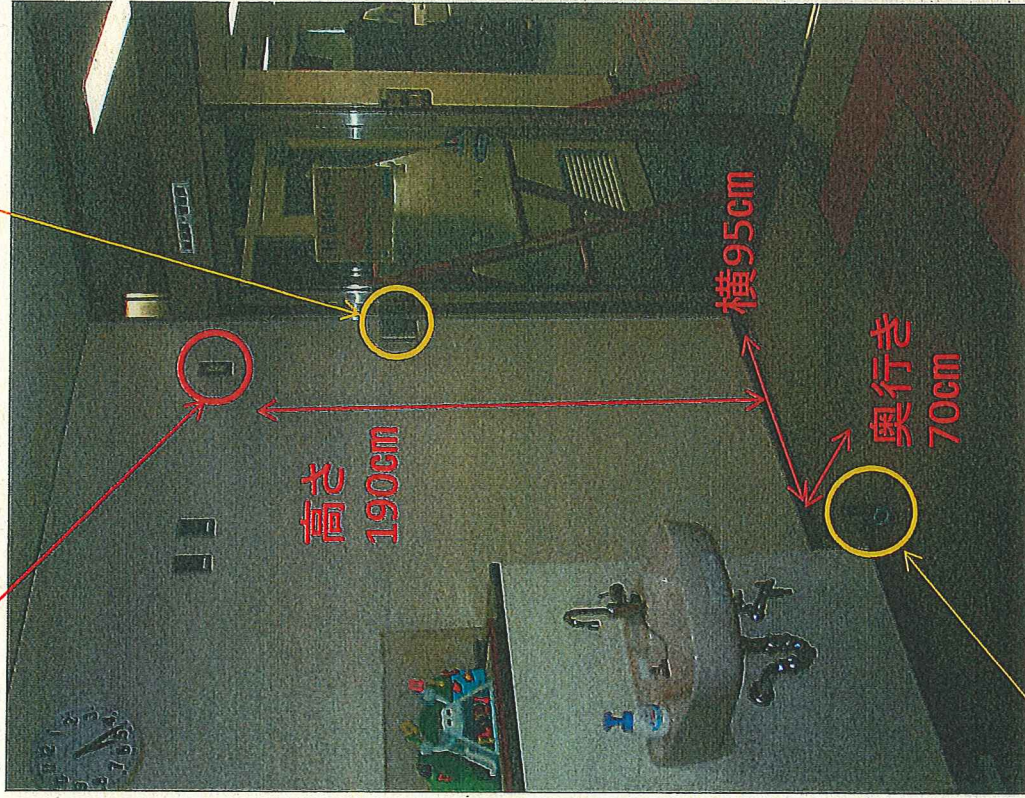
閉庁日は一般の人は入ることができない場所



2階平面図 S4/200

【注意】
テンキーあり

コンセントあり



高さ
190cm

横95cm

奥行き
70cm

【注意】バルブあり